

# 入札説明書

福岡県が発注する福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業（第1エリア）（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年5月7日

2 担当部署

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係（県有施設PV班）（県庁行政棟3階）

電話番号 092-643-3356

3 事業内容等

(1) 事業名 福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業（第1エリア）

(2) 事業場所 福岡県内 15箇所（要求水準書【別紙1】「対象施設一覧」参照）

(3) 事業概要 福岡県内の県有施設を対象に、太陽光発電設備（以下「本設備」という。本設備の詳細は、要求水準書を参照のこと。）の導入について、設計・施工を実施するものである。

本事業は、本設備の設計・施工を事業者に委ねるDB方式（県が資金を調達し、施設の設計（Design）及び施工（Build）を一括して民間に発注する方式）で行うものであり、本事業に含まれる業務は以下のとおりである。

- ・太陽光発電設備の整備に係る統括管理業務 一式
- ・太陽光発電設備の整備に係る設計業務 一式
- ・太陽光発電設備の整備に係る施工業務 一式
- ・太陽光発電設備の整備に係る工事監理業務 一式

（※各施設詳細については、要求水準書【別紙1】「対象施設一覧」参照）

4 事業期間

契約締結の翌日から令和8年3月17日まで

5 事業の発注方式

(1) 本事業は、入札時に設計・施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の対象事業である。

(2) 本事業は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。

低入札価格調査制度の実施にあたり、本事業の施工業務については、「福岡県建設工事低入札価格調査試行要領（最終改正令和4年3月11日3財活第2931号）」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）による。

また、本事業の設計及び工事監理業務については、「最低価格で入札をした者を落札者としな

いことができる場合の基準とその取扱いについて」(最終改正令和元年7月19日1財活第666号)による。

- (3) 本事業の施工業務については、低入札価格調査の対象となる調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)及び失格基準価格(以下「失格基準価格」という。)を設けている。詳細は、「低入札価格調査試行要領」による。

また、設計及び工事監理業務についても、基準価格を設けている。基準価格は「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(最終改正令和4年2月24日国官会第20279号)による。(25の参考図を参照)

- (4) 本事業は、入札手続(競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象事業であり、電子入札によらない者の参加は認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、紙での入札手続(以下「紙入札方式」という。)によることができる。

ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカード再発行の申請中の場合

イ 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合

ウ その他やむを得ない事由があると認められる場合

ア～ウのいずれかに該当する場合、紙入札方式参加承諾願を2の部局へ提出して承認を受けること。

- (5) 電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。ただし、障害等のやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式移行申請書を2の部局へ提出して承認を受けること。

- (6) 紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。

- (7) その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準による。

## 6 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

本事業の入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、共同企業体(以下「JV」という。)とする。

なお、JVとは、設計及び工事監理業務を担う企業及び施工業務を担う企業から構成される企業体をいう。

JV構成員のうち、施工業務を担う構成員は、最大2者とする。設計及び工事監理業務を担う構成員は1者とする。

共同企業体の出資は、以下の全ての要件を満たすこと。

- ・全ての構成員が共同企業体に出資していること。
- ・施工業務を担う構成員の出資割合は、30%以上であること。
- ・代表者は、出資割合が構成員中最大であること。

- (1) 本事業で設計及び工事監理業務を担う者

設計及び工事監理業務について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」(令和5年3月福岡県告示第805号)に定める資格を得ている者(令和6年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)登載者)。

(2) 本事業で施工業務を担う者

電気工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」(平成 28 年 3 月福岡県告示第 219 号)に定める資格を得ている者(令和 6 年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)登載者)。

7 入札参加条件(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 6 年 5 月 21 日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和 62 年 6 月 30 日総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達)第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)

オ 当該事業に係る要求水準書作成業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

(ア) 要求水準書作成業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

(株) エスティ設計

(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある者とは、次のいずれかに該当する者である。

a 当該受託者又は企業が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該企業

b 当該受託者及び企業がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該企業

c 企業の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該企業

カ 当該事業に係る施工業務を担う者と工事監理業務を担う者は、同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。資本又は人事面において関連があるものとは、オの(イ)の a から c のとおりとする。

キ 福岡県環境部が発注する福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業(第 2 エリア)の入札参加申込者又は入札参加者の構成員でないこと。

(2) 本事業の設計及び工事監理業務を担う者に対する条件

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 平成 21 年度以降に、元請けとして主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について、太陽光発電設備を含む実施設計業務を完了した実績を有すること。ただし、JV による実績の場合も可とする。

ウ 本事業の設計業務について、次の条件を満たす技術者を配置できること。

(ア) 管理技術者は、一級建築士若しくは技術士法（昭和 58 年法律第 25 条）による技術士登録の総合技術監理部門の資格を有する者であること。

(イ) 電気担当主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者、一級電気工事施工管理技士又は電気主任技術者で資格取得後 3 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者、技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子））のいずれかの資格を有する者であること。

(ウ) 建築担当主任技術者は、構造設計一級建築士（ただし、一級建築士として 5 年以上の構造設計実務経験を有する者も可）の資格を有する者であること。

(エ) 建築担当主任技術者については、協力事務所に所属する者としてすることができる。この場合、他の参加表明書の提出者の協力事務所となっていないこと。

なお、当該協力事務所にあつては、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。また、県発注工事から暴力団と関係のある下請業者の排除措置要綱（平成 24 年 3 月 26 日総務部長依命通達）に基づく排除措置期間中の者でないこと。

エ 本事業の工事監理業務について、次のいずれかの条件を満たす技術者を配置できること。

なお、工事監理業務の管理技術者は、設計業務の管理技術者が兼任してもよい。また、工事監理業務の各分野の担当主任技術者は、設計業務の該当する各分野の担当技術者が兼任してもよい。

(ア) 管理技術者は設計業務の管理技術者と同等の資格を有する者であること。

(イ) 各分野の担当主任技術者は、設計業務の該当する各分野の担当主任技術者と同等の資格を有する者であること。

オ 本事業に係る他の JV の構成員となることができないこと。

### (3) 本事業の施工業務を担う者に対する条件

本事業の施工業務を担う者は、令和 6 年 5 月 21 日（火）現在において、以下のア及びウの条件を満たしている単体企業又はア及びイの条件を満たしている複数企業であり、(2) の設計及び監理業務を担う企業との JV であること。

ア 施工業務を担うすべての者に対する条件

(ア) 電気工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を有して営業年数が 3 年以上あり、同法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 電気工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付（以下「格付」という。）が A であること。

イ 施工業務の 2 者組合せによる JV の構成員に対する条件

(ア) 施工業務を担う代表構成員に対する条件

a 平成 21 年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について、次の工事のいずれも施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が 20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、発電設備の容量は、太陽光発電モジュール及びパワーコンディショナーのいずれか小さい方を対象とする。

- 1) 太陽光発電設備 20kW 以上の新設、更新又は増設に係る電気工事（もしくは、新設、更新又は増設を含む電気工事）
- 2) 建築物の改造又は改修に係る 5,000 万円以上の電気工事

※ 別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

b 電気工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、要求水準書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(注意)

専任の監理技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に 3 ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、建設業法第 7 条第 1 号に該当する経營業務の管理責任者（以下「経營業務管理責任者」という。）又は同法第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号の規定による営業所における専任の技術者（以下「営業所における専任の技術者」という。）でないこと。

- c 建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を福岡県内に有すること。
- d 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ、出資割合が最大であること。
- e 本事業に係る他の JV の構成員となることできないこと。

(イ) 施工業務を担う他の構成員に対する条件

a 平成 21 年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について、次の工事のいずれも施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が 20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、発電設備の容量は、太陽光発電モジュール及びパワーコンディショナーのいずれか小さい方を対象とする。

- 1) 太陽光発電設備 10kW 以上の新設、更新又は増設に係る電気工事（もしくは、新設、更新又は増設を含む電気工事）
- 2) 建築物の改造又は改修に係る 2,500 万円以上の電気工事

※ 別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

b 電気工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用される場合及び要求水準書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(注意)

専任の主任技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に 3 ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、経營業務管理責任者又は営業所における専任の技術者でないこと。

- c 建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を、北九州県土整備事務所、京築県土整備事務所、直方県土整備事務所、田川県土整備事務所、飯塚県土整備事務所又

は朝倉県土整備事務所のいずれかの管内に有すること。

d 本事業に係る他のJVの構成員となることができないこと。

ウ 単体企業の参加者に対する条件

イの(ア)のaからc及びeのとおりとする。

## 8 総合評価に関する事項等

### (1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

### (2) 総合評価の方法

「7 入札参加条件」を満たす入札参加者すべてに標準点(100点)を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点~20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、さらに、施工業務について、調査基準比較価格以上で入札し、かつ設計及び工事監理業務について、基準比較価格以上で入札した者には、施工体制等評価点(1.1点)を与え、その合計点を入札価格で除して得られた評価値により行う。評価基準は別表1のとおり。

標準点+加算点=100点+(0~20点)

評価値=【技術評価点+施工体制等評価点(0又は1.1点)】/【入札価格】

なお、落札者の決定方法は25の(1)による。

### (3) 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合、工事成績評定点の減点を行う。減点数は下記のとおりとする。

ア 簡易な施工計画に記載された内容については、履行状況の検査を行う。

簡易な施工計画に記載された内容が満足出来ない場合、1項目ごとに5点減点し、満足出来ない項目が2項目を超える場合は、指名停止を行う場合がある。

イ 配置予定技術者の途中交代が認められた場合で、入札時の「配置予定技術者の技術力」の得点が満足できない場合、5点減点する。

### (4) 配置予定技術者の評価について

配置予定技術者を2名登録した場合は、評価が低い者を加算点の対象とする。

### (5) 簡易な施工計画の作成方法及び留意事項

簡易な施工計画の課題を以下に示す。

本事業を施工するにあたり、次に掲げる発注者が指定した課題に対して、課題の趣旨や現場の状況を踏まえ、具体的で有効な施工方法、施工上の工夫を記載すること。

なお、様式第4号の5の別紙「簡易な施工計画」作成に関する注意事項をよく読んで作成すること。

また、提出を行う簡易な施工計画の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の入札参加者といかなる相談・協議等を行ってはならない。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題 1 | 各工程の工期設定および安全対策を含めた施工体制の工夫について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 趣 旨  | <p>本事業は、県内の広範囲に所在する庁舎や県立学校、警察署など特性の異なる複数の施設を対象とし、多様な県民が施設を利用し、また多くの職員が施設運営をする中で、その特性を考慮しながらも、何よりも安全かつ確実な実施が求められる事業である。このような状況を踏まえ、以下について提案すること。</p> <p>本事業が、設計、施工及び施工監理を一括で発注するデザイン・ビルド方式の事業であり、施工時期や工期など、受注者において事業計画を構築し実施することが可能であるが、契約期間内の確実な事業完了のため、各施設についての設計、資材確保、施工時期や工期の設定について、どのような工夫を行う予定か提案すること。</p> <p>対象施設が県内広域に所在し、近接しない施設を同時期に実施することが想定されるが、施工時の現場でのトラブル等が発生した場合、早期に対応するため、施工体制についてどのような工夫を行う予定か提案すること。</p> <p>要求水準書や建築工事の手引き等の中では、安全対策について数多く対応を求めているが、これら対策を確実に実施するため、どのような工夫を行う予定か提案すること。</p> |

#### 9 契約条項等を示す場所及び日時

本事業に係る工事（設計・施工）請負契約書（案）及び参考図書の縦覧を2の部局で行う。

##### (1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和6年5月7日（火）から同年7月10日（水）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までとする。

##### (2) 参考図書等の配布

参考図書等については、令和6年5月7日（火）から同年7月10日（水）までの県の休日を除く毎日、2の部局より配布する。希望者は、申請様式「参考図書等データの配布について」に必要事項を記入の上、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

##### (3) 事業説明会

本事業の概要については、以下のとおり説明会を実施する。

###### ア 日時

令和6年5月14日（火）14時00分開始

###### イ 開催場所

福岡市博多区吉塚本町13-50  
吉塚合同庁舎 8階 Y802 会議室

###### ウ 配布予定資料

工事（設計・施工）請負契約書（案）及び参考図書

###### エ 事前申込

参加希望者については、令和6年5月13日（月）12時00分までに、申請様式「事業説明会申込書」に必要事項を記入の上、FAXにより申し込むこと。

## 10 入札説明書等に関する質問及び回答

### (1) 質問書の受付

入札説明書等に対する質問がある場合には、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。  
ただし、質問の内容が、簡易な施工計画の評価に関するものについては、回答を行わない。

#### ア 提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載の上、持参又は電子メールにより提出すること。

#### イ 提出場所

2に同じ。

なお、電子メールの場合は、「kenyu-pv@pref.fukuoka.lg.jp」へ送付すること。

#### ウ 受領期間

令和6年5月8日（水）から同年6月11日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

### (2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供すると共に福岡県のホームページに掲載する。

#### ア 場所

閲覧：2に同じ

掲載：「トップページ」>「目的から探す」>「入札・公募案件」>「入札・公募一覧」

※当該公告のホームページ上段

#### イ 期間

令和6年5月16日（木）から同年7月10日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

## 11 入札参加申込みの受付

### (1) 申込受付期間

令和6年5月7日（火）から同年5月21日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）まで

### (2) 受付場所

2に同じ。

### (3) 提出書類

様式第10号「入札参加申込確認票」を参照

### (4) 提出方法

#### ア 電子入札システムによる場合

(3)の提出書類のうち、各様式のみを電子入札システムに添付（ただし、様式第1号の1を除き、簡易な施工計画の補足資料がある場合はこれを含む。）して申請するとともに、(3)の提出書類（添付書類を含む全て。）をA4サイズの紙（A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可）に印刷し、2の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合は、ウの手続による。

#### イ 紙入札方式による場合

(3)の提出書類（添付書類を含むすべて）をA4サイズの紙（A3サイズをA4サイズに折

り込んだものも可)に印刷し、2の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合は、ウの手続による。

ウ 郵送手続

- (ア) 郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。
- (イ) 2の部局の名称及び所在地を宛名とする書留郵便とすること。
- (ウ) 封書表面に「令和6年5月7日公告、福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業（第1エリア）」と明記の上、「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。
- (エ) 書類の分割郵送は認めない。
- (オ) 郵送する場合の期限は、令和6年5月21日（火）午後3時00分までに2の部局に必着とする。

(5) その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は、返却しない。

12 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は令和6年6月4日（火）までに競争参加資格確認通知書により通知する。

13 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと決定された者は、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」（平成14年12月24日総務部長依命通達。）の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和6年6月11日（火）までに書面（同要領様式第1号）を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は2の部局へ持参する者とし、郵送又は伝送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和6年6月18日（火）までに説明を求めた者に対して回答書（同要領様式第2号）により回答する。

14 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 日時

電子入札システムによる入札は、令和6年6月5日（水）から令和6年7月10日（水）午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

紙での入札手続による入札は、令和6年7月10日（水）午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁舎地下1号会議室（地下1階南側）

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより入札手続きを行う者（以下「電子入札業者」という。）は電子入札システムにより提出し、紙での入札手続きを行う者（以下「紙入札業者」という。）は入札書

を直接持参すること。

イ 入札執行回数は、1回とする。

ウ その他、入札説明書、入札心得及び福岡県電子入札運用基準の規定による。

## 15 事業費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書（小明細まで記載のもの。以下同じ。）の提出を求める。紙入札業者は入札時に事業費内訳書を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。電子入札業者は電子入札システムにより提出すること。

なお、入札に際し、事業費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

## 16 施工業務に係る低入札価格調査票の提出

入札に際し、施工業務について、調査基準比較価格を下回る入札をする者（以下「低入札価格入札者」という。）は、その価格をもって契約内容に適合した履行ができることを示す低入札価格調査票（以下「低入札価格調査票」という。）を提出すること。

紙入札業者は入札時に低入札価格調査票を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。電子入札業者は電子入札システムにより提出すること。

なお、低入札価格調査票の作成に当たっては低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

## 16の2 設計及び工事監理業務に係る低価入札調査票（設計及び工事監理業務）の提出

入札に際し、設計及び工事監理業務について、基準比較価格を下回る入札をする者は、その価格をもって契約内容に適合した履行ができることを示す低価入札調査票（設計及び工事監理業務）（以下「低価入札調査票（設計及び工事監理業務）」という。）を提出すること。

紙入札業者は入札時に低価入札調査票（設計及び工事監理業務）を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。電子入札業者は電子入札システムにより提出すること。

## 17 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに14の（2）の場所において行う。

## 18 入札保証金

見積金額（税込み。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

（1）県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から14日間（県の休日を除く）とする。

（2）すべての構成員について、開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 19 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 26 による）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 26 による））を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫又は予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）と工事履行保証契約（契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 26 による））を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

## 20 入札の無効

- (1) 次の入札は無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札（他人の IC カードを使用しての入札を含む。）をした場合、当該入札者のすべての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が 18 に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

なお、くじによる落札決定を要しない場合においても、くじ番号の記載がない又は必要事項を確認できない入札は無効とする。

コ 入札書提出時に、事業費内訳書等の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した事業費内訳書等の提出がない入札

シ 施工業務について、調査基準比較価格を下回る入札者において、低入札価格調査票の提出がない入札

ス 設計及び工事監理業務について、基準比較価格を下回る入札者において、低価入札調査票（設計及び工事監理業務）の提出がない入札

- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 21 施工業務に係る失格基準価格

低入札価格調査試行要領第 7 条に基づき失格基準比較価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。

### (1) 算定方法

調査基準価格の 110 分の 100 に相当する金額を調査基準比較価格とし、これに 100 分の 99 を乗じ、千円未満を切り上げた額を失格基準比較価格とする。この失格基準比較価格に当該価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額を失格基準価格とする。

### (2) 計算例

調査基準価格 = 55,005,500 円

調査基準比較価格 =  $55,005,500 \div 1.10 = 50,005,000$  円

失格基準比較価格 = 調査基準比較価格  $\times 0.99$

$= 50,005,000 \times 0.99 = 49,504,950 = 49,505,000$  円

(千円未満切り上げ)

失格基準価格 =  $49,505,000 \times 1.10 = 54,455,500$  円

## 22 予定価格、調査基準価格及び基準価格の事前公表の有無

## 23 予定価格、調査基準価格及び基準価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項

### (1) 場所及び方法

2 に掲示

### (2) 掲示期間

令和 6 年 6 月 4 日 (火) から同年 7 月 10 日 (水) までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

### (3) 注意事項

予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。(辞退届を提出すること。)

## 24 支払条件

### (1) 前払金

有

### (2) 部分払及び中間前払金

有 ※要件等は、「公共工事の代価の中間前金払について」(最終改正令和 6 年 3 月 5 日 5 財活第 2296 号) による。

## 25 落札者の決定方法、落札者決定通知及び技術評価点通知

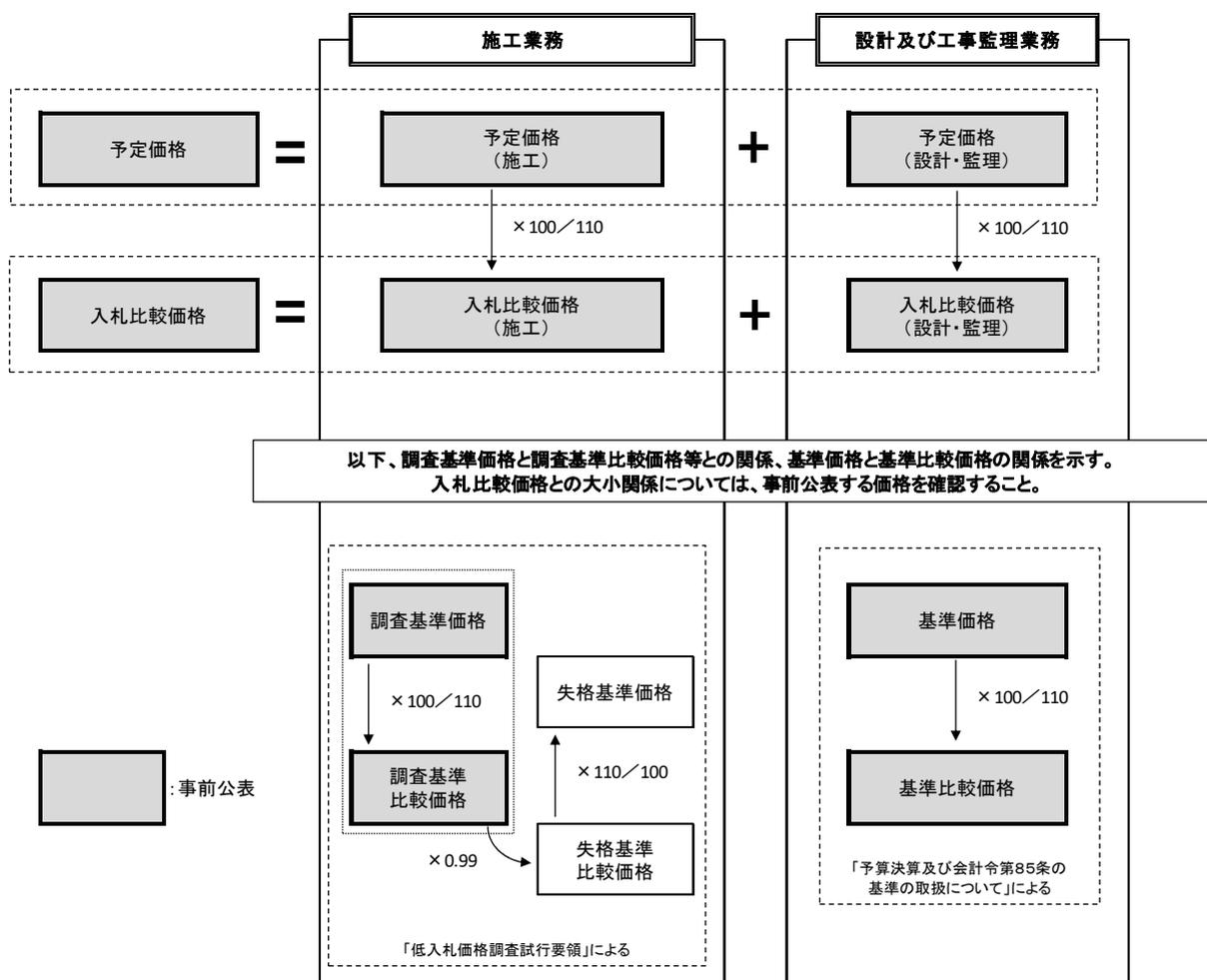
### (1) 落札者の決定方法

ア 開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。

イ 施工業務について予定価格(施工)と失格基準価格の範囲内の価格をもって申し込みをし、かつ設計及び工事監理業務について予定価格(設計・監理)の制限の範囲内の価格をもって申

- し込みをした者のうち、8の(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- ウ イの者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- エ 落札候補者の入札価格が、施工業務について調査基準比較価格以上であり、かつ設計及び工事監理業務について基準比較価格以上であれば、その者を落札者として決定する。
- オ 落札候補者の入札価格が、施工業務について調査基準比較価格未満の場合、または、設計及び工事監理業務について基準比較価格未満の場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。
- カ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、その者を落札者として決定する。
- キ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次イ以降の方法により落札者を決定する。

【参考図】



(2) 落札者決定通知

ア 時期

(イ) 上記(1)のエにより落札者が決定した場合

令和 6 年 7 月 10 日（水）

(イ) 上記（１）のカ又はキの方法で、落札者が決定した場合

令和 6 年 7 月中旬（予定）

#### イ 方法

落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札決定の翌日から 2 の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

#### (3) 技術評価点通知

入札参加者の自者の加算点内訳については、2 の部局に対して、自者からの書面（様式第 9 号「技術評価点通知について」）による申し出（通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付）を申請時に添付又は郵送すること）により情報提供を行う。申し出は、電子申請時の添付、郵送又は持参により、入札参加申込期限日までとし、入札結果公表の日から起算して 5 日以内（県の休日を除く。）に情報提供を行う。

ただし、入札の無効、辞退又は失格の場合は、回答しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、通知しない。

#### 26 請負代金額のうち施工業務に係る金額が調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事（設計・施工）請負契約書（以下「契約書」という。）第 4 条第 2 項及び第 5 項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ。）のうち、施工業務に係る部分の 10 分の 3 以上の金額と、設計及び工事監理業務に係る部分の 10 分の 1 以上の金額を合計したものとすること。
- (2) 契約書第 55 条第 2 項に規定する違約金の額を、請負代金額のうち、施工業務に係る部分の 10 分の 3 に相当する額と、設計及び工事監理業務に係る部分の 10 分の 1 に相当する額の合計額とすること。
- (3) 契約書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人と同項第 2 号に規定する技術者の兼務は認めないものとする。
- (4) (3) において、現場代理人及び技術者は、他工事との兼任は認めないものとする。なお、特例監理技術者の配置は認めないものとする。

#### 27 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

#### 28 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約書作成の要否  
要

- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条例第 1 項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書および労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出することとし、これらの誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (6) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない事由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。
- (7) 申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした場合、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その 2 に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止を講ずることがある。また、虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、その者を落札者としていた場合は落札者決定を取り消すことがある。
- (8) 低入札価格調査について、虚偽の書類を提出したと認められた場合は、その者の入札を無効とした上で、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その 2 に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。